国立研究開発法人防災科学技術研究所 の次期中長期目標(案)概要

平成27年11月

文部科学省研究開発局地震•防災研究課

国立研究開発法人防災科学技術研究所 次期中長期目標(案)概要

- I. 政策体系における法人の位置付け及び役割
- Ⅱ. 中長期目標の期間
- Ⅲ、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成
- (1)中核的機関としての産学官連携の推進
- (2)基盤的観測網、先進的研究施設等の整備・共用促進
- (3)研究開発成果の普及・知的財産の活用促進
- (4)研究開発の国際的な展開
- (5)人材育成
- (6)防災行政への貢献
- 2. 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発の推進
- (1)地震・津波の観測予測研究
- (2)火山災害の観測予測研究
- 3. 社会基盤の強靭性の向上を目指した研究開発の推進
- 4. 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進
- (1)気象災害低減研究
- (2) 自然災害ハザード・リスク評価と情報の利活用に関する研究

- Ⅳ、業務運営の効率化に関する事項
- 1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立
- (1)研究組織及び事業の見直し
- (2)内部統制
- (3)研究開発等に係る評価の実施
- 2. 業務の効率化
- (1)経費の合理化・効率化
- (2)人件費の合理化・効率化
- (3)契約状況の点検・見直し
- (4)電子化の推進
- V. 財務内容の改善に関する事項
- VI. その他業務運営に関する重要事項
- 1. 研究開発成果の情報発信
- 2. 国民からの信頼の確保・向上
- (1)コンプライアンスの推進
- (2)情報セキュリティ対策の推進
- (3)安全衛生及び職場環境への配慮
- 3. 人事に関する事項
- 4. 施設・設備に関する事項

防災科学技術研究所の政策体系上の位置付け

災害対策基本法及び科学技術基本計画等を踏まえ、防災科学技術分野で防災科学技術研究所が取り組むべき目標が「中長期目標」として定められ、その達成に向けた取組を実施

国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成11年法律第174号)

第四条 国立研究開発法人防災科学技術研究所は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災 科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

災害対策基本法

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に制定。

- 1. 防災に関する責務の明確化
 - (国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務)
- 2. 防災に関する組織(中央防災会議、災対本部等)
- 3. 防災計画 (防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画)
- 4. 災害対策の推進 (市町村長に避難の指示、警戒区域の設定等、防災対策の第一次的責務を負う)
- 5. 財政金融措置 (激甚災害に関して国の特別の財政援助)
- 6. 災害緊急事態 (緊急災害対策本部の設置、緊急措置)

防災関連重要施策

- •大規模地震対策特別措置法
- •地震防災対策特別措置法
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- •活動火山対策特別措置法
- •国土強靱化基本法
- ・防災に関する研究開発の推進方策について
- 新たな地震調査研究の推進について

国連防災世界会議 仙台防災枠組2015-2030

第3回国連防災世界会議(2015年、仙台)にて採択

・ 災害リスクの低減における科学技術の役割の重要性

科学技術基本計画

第5期科学技術基本計画中間とりまとめ(抜粋)

第3章 経済・社会的課題への対応

- (2)国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
- ①自然災害への対応

災害を予測・察知してその正体を知る技術、発災時に被害を最小限に抑えるために、早期に被害状況を把握し、国民の安全な避難行動に資する技術や迅速な復旧を可能とする技術などの研究開発を推進し、さらにはこれらを組み合わせて連動させ、災害情報をリアルタイムで共有し、利活用する仕組みの構築を推進する。

科学技術イノベーション

総合戦略2015

自然災害に対する強靭な社会の実現 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会の機会を活用したイノベーショ ンの推進(ゲリラ豪雨・竜巻事前予測)

「日本再興戦略」改訂2015

長期的な国の成長の原動力となる基幹 技術の推進(「**自然災害観測・予測・対策 技術」**を明記)

防災科学技術研究所が行う業務

- ・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発
- ・成果の普及および活用を促進
- ・研究開発を行う者への施設及び設備の共用
- 内外の情報及び資料の収集・整理・保管・提供
- ・研究者及び技術者の養成、その資質の向上
- ・職員の派遣、研究開発への協力

- 1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成
- (1)中核的機関としての産学官連携の推進
- 防災科学技術に関するイノベーションハブの形成
- 関係府省、大学・開発機関、民間企業等との連携・協働の強化
- クロスアポイントメント制度の活用等による産学官の人材・技術の交流の促進
- (2) 基盤的観測網、先進的研究施設等の整備・共用促進
- 海陸の基盤的地震観測網や基盤的火山観測網の整備・安定的運用、データ共有を図り、我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献
- 実大三次元震動破壊実験施設(E—ディフェンス)等の共用を促進し、防災科学技術の研究開発を推進
- (3)研究開発成果の普及・知的財産の活用促進
- 国や地方公共団体、民間企業などと共同で、防災科学技術の研究成果の普及・実用化に向けた取組

- 1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成【前頁の続き】
- (4)研究開発の国際的な展開
- 海外の研究機関・国際機関との連携、国際ネットワークの強化

(5)人材育成

・大学等の教育機関、地方公共団体、NPO法人等を対象として、防災に携わる人材の養成や資質の向上に資する取組を推進

(6)防災行政への貢献

- 災害対策基本法に基づく指定公共機関として、情報提供を関係機関などへ迅速に行う。
- 国、地方公共団体との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされているニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映

- 2. 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発の推進
- (1)地震・津波の観測・予測研究
- S-net及びDONETを含む海陸の基盤的地震観測網等の観測データを活用した地震・津波予測の研究
- 地震や津波の早期警報および直後の被害予測の研究
- (2)火山災害の観測・予測研究
- 基盤的火山観測網と各種リモートセンシング技術等を活用した火山災害過程の把握及び予測研究
- 火山災害のリスクコミュニケーションに関する研究
- 3. 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発の推進
- モーディフェンスを活用した大規模・最先端な震動実験の実施、実験データの取得・蓄積・解析とその公開
- 耐震性能評価のためのシミュレーション技術(数値震動台)の高度化
- Eーディフェンスの機能の高度化

- 4. 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進
- (1) 気象災害軽減研究
- 先端的な観測技術と数値シミュレーション技術等を活用した観測・予測技術やハザード評価技術等の開発を実施し、ステークスホルダーと協働して成果の社会実装につながる取組を推進
- (2) 自然災害ハザード・リスク評価と情報の利活用に関する研究
- 地震・津波等の各災害ハザード・リスク評価手法の高度化
- 災害リスク情報連携・利活用の技術開発
- 災害リスク低減のための研究

次期中長期目標(案)概要 Ⅳ業務運営の効率化に関する事項

- 1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立
- (1)研究組織及び事業の見直し
- クロスアポイントメント制度等を活用
- 総合的・分野横断的な組織編成
- 戦略立案を行う企画機能、研究推進・支援体制等を強化
- 海洋機構との連携を含めた管理運営体制の整備及び海底地震・津波観測網の一元的な管理運営(2)内部統制
- ・ 理事長の指示が全役職員に伝達される仕組み
- リスク管理等を含む内部統制システムを整備・運用
- 内部監査等によりモニタリング
- (3)研究開発等に係る評価の実施
- 自己評価等の結果を研究計画や資源配分に反映

次期中長期目標(案)概要 IV業務運営の効率化に関する事項

- 2. 業務の効率化
- (1)経費の合理化・効率化
- (2)人件費の合理化・効率化
- (3)契約状況の点検・見直し
- 共同調達については、茨城県内の複数機関が参画している協議会等を通じて、継続的に取り組むとともに、拡充の検討を行う。
- (4)電子化の推進
- 電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。

次期中長期目標(案)概要 V財務内容の改善に関する事項

- 業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化
- 保有財産の適正な見直し
- 競争的研究資金等の外部資金の積極的な獲得や施設利用等による自己収入の増加に努める
- 大規模実験施設についてはニーズ把握・外部への積極的な働きかけを行い、実績などを踏まえ、 稼働率目標及び利用料等を設定した具体的な取組方針を策定

次期中長期目標(案)概要 VIその他業務運営に関する重要事項

- 1. 研究開発成果の情報発信
- 防災科研の活動に関する国民の理解を深めるため、メディア等を活用した成果の情報発信 アウトリーチに努める。
- 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を俯瞰的に収集・整理・データベース化・提供
- 2. 国民からの信頼の確保・向上
- コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティ等を適正に取り組む
- 3. 人事に関する事項
- ・若手職員の自立、女性職員の活躍、職員研修、適切な人事評価、人事計画の策定
- 4. 施設・設備に関する事項
- 業務に必要な施設や設備については、必要に応じて効率的に更新及び整備

参考

国立研究開発法人 防災科学技術研究所 新中長期目標(案)の概要

新中期目標期間(7年) 平成28年4月1日~平成35年3月31日

政策体系における法人の位置付け及び役割

災害対策基本法、科学技術基本計画及び国連防災世界会議仙台枠組2015-2030等を踏まえ、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上に向けた取組を実施する。

策定にあたってのポイント

防災科学技術研究所が、社会のレジリエンスの向上を目指し、防災科学技術に関する総合的な研究機関となり、大学や他の独立行政法人、民間研究機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化する。

研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

- 1 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核機関の形成
 - 中核機関としての産学連携と人材育成の推進

我が国の防災科学技術の中核機関として、「研究開発成果の最大化」を推進する観点から関係府省、共同研究開発機関、協力機関との連携・協働の強化をはかる。クロスアポイントメント制度の活用等により産学官の人材・技術の流動性を高め、本法人の直接的な成果のみならず、他機関の成果を含めた実用化に向けた橋渡し、行政への技術支援等を行うと共に、国内外の大学、研究機関、産業界等の人材が交流するネットワークであるイノベーションハブを形成し、産学官による研究開発と人材育成を一体的に進める基盤を構築する。また、国際展開等を通じた国際協力を推進し、研究所及び我が国の国際的プレゼン向上を図る。

- 研究分野間の連携による総合的な研究開発 防災科研内外の異なる研究分野間の連携と情報共有を図ることにより、さらなる研究開発成果の最大化を推進する。
- 〇 防災行政への貢献

災害時の被害拡大防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、自治体との連携・協働を強化。また、激甚な災害が発生した場合には、複数部門の職員から構成される分野横断的な災害対応チームを立ち上げ、発災後の被害拡大防止および復旧・復興に資する防災科学技術に基づく情報提供および研究開発を行う。

- 2 災害リスク低減のための多重防御戦略の研究開発の推進
 - 〇 極端気象災害・雪氷災害リスク軽減研究

先端的観測技術の開発とその観測データと数値シミュレーション技術を融合し、土砂・風水害及び雪氷災害など自然災害の予測技術を開発するとともに、成果の社会実装に向け、ハザード研究等との融合を図りながら災害軽減につながる取組を民間企業等と協働して推進し、災害予測のブレイクスルーを目指す。

○ 自然災害のハザード・リスク評価に関する研究

社会のレジリエントの向上を目指し、防災科学技術を最大限活用する社会防災システムの実現に資するため、地震・津波ハザード・リスク評価手法の研究開発、リアルタイム被害推定・状況把握技術開発を進めると共に、所内各部門及び所外各セクターと協働しながら各種自然災害の軽減に資する実効性のある対策技術の研究開発を推進する。

国立研究開発法人 防災科学技術研究所 新中長期目標(案)の概要

新中期目標期間(7年) 平成28年4月1日~平成35年3月31日

- 3 社会基盤の強靭性の向上を目指した研究開発の推進
- 〇 地震減災技術の高度化、効率化・普及化と社会の強靭化に資する研究 Eーディフェンスを活用した大規模・最先端な震動実験により、実験データの取得・蓄積・解析とその公開を行う。また、数値震動台を活用した耐震性能評価に資する研究を実施する。
- 〇 実大三次元震動破壊実験施設(Eーディフェンス)の運用、活用、機能高度化を実施する。
- 4 災害を観測・予測するためのリアルタイム技術の研究開発の推進
 - 〇 地震津波の観測予測研究

地震・津波観測監視システム(DONET)及び日本海溝海底地震津波観測網(S-net)を含む基盤的地震観測網等を活用し、迅速かつ確実な地震や津波の早期警報および直後の被害予測の高度化を目的とした研究開発ならびに低頻度巨大地震の潜在的ハザードの把握を目的とした大規模シミュレーション等の研究開発を行う。

- 〇 火山災害の観測予測研究
 - 火山災害の定量的評価及び予測に関する研究を進展させるため、各種リモートセンシング技術及び基盤的火山観測網の活用による 研究開発を進めると共に火山災害のリスクコミュニケーションに関する研究を実施する。
- 基盤的観測網の整備・共用
 - 地震調査研究推進本部、科学技術・学術審議会測地学分科会火山部会の計画に基づき、DONET及びS-netを含む陸・海域の基盤的地震観測網や基盤的火山観測網の安定的運用を行うとともに、関係機関と観測データを共有し、研究開発成果の最大化を図る。

業務運営の効率化に関する事項

- 〇 研究開発成果の最大化を実現するためのマネジメントシステム、事務・支援部門体制の構築 理事長のリーダシップの下、研究開発成果の最大化を図るため、組織運営(研究開発マネジメントを含む)体制を見直すとともに、 事務・支援部門体制を適切に構築することにより、迅速かつ効果的、効率的な組織運営を行う体制を構築することとする。
- 〇 共同調達の推進

共同調達について、平成25 年度より参画している「茨城県内7機関共同調達連絡協議会」を通じた共同調達の拡充について、参画機 関間で検討を行うこととする。

財務内容の改善に関する事項・その他業務運営に関する重要事項

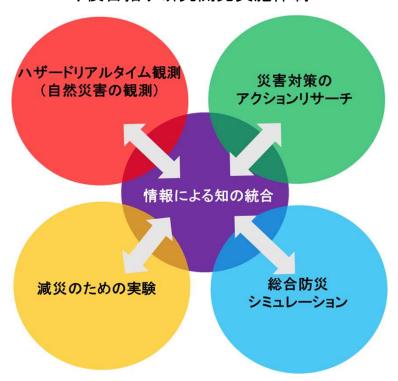
〇 競争的研究資金等の外部資金や施設利用等による自己収入などにより、健全な財務内容になるように努めることとする。特に、本法人が保有する大規模実験施設については、研究利用の観点から適当な稼働率目標及び利用料を設定し、安定した自己収入の確保を図ることとする。

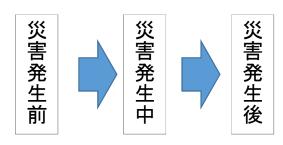
新たな研究開発実施体制の基本的な考え方のポイント(今後)

研究開発成果の最大化に向けて、以下の点を踏まえて実施体制を構築する。

- ▶レジリエント防災・減災研究推進センターの設置を踏まえて、様々な自然災害に関して基礎研究から社会実装まで総合的な取組に対応した組織
- → 研究推進(支援)部門及び事務部門については、研究開発成果の最大化に向けて多様化・複雑化する業務に対応するために機能強化

今後目指す研究開発実施体制

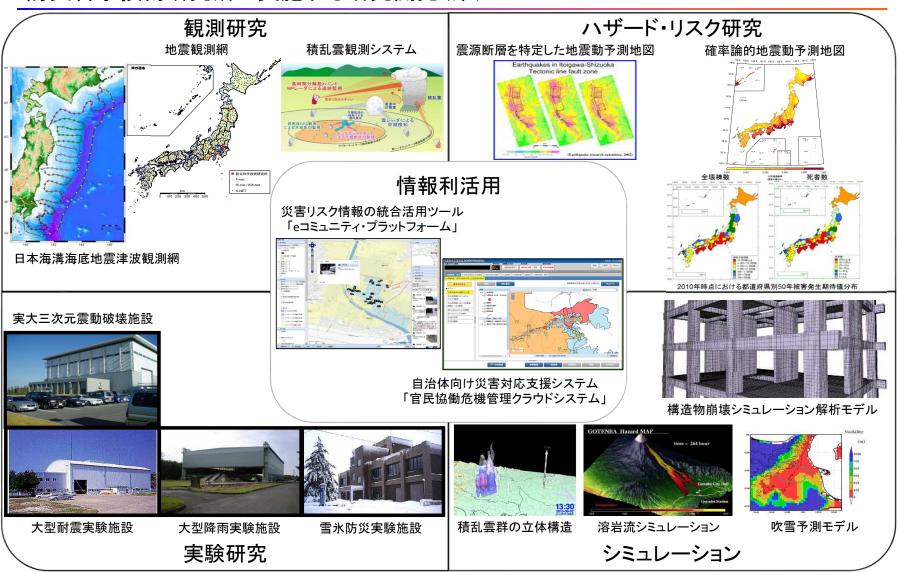




災害未然防止 災害拡大防止 災害復旧復興

3つのフェーズに備えることが重要

防災科学技術研究所で実施する研究開発(案)



災害対策基本法における防災科学技術研究所に関する記述

(1)概要

災害対策基本法*においては、公益的事業を営む法人等のうち内閣総理大臣が指定するものを指定公共機関**と位置付けており(第2条第5号)、当該法人等は、防災業務計画の策定を始めとして、災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たしている。

災害発生の際、**防災科学技術研究所**は、同法に基づく**指定公共機関**として、同法及び関係法令などに基づき自らが定めた防災業務計画に基づき、災害の発生時等に必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、**国内外の災害発生時には迅速に機動的な観測や政府調査団への職員の派遣等の対応をとるとともに、災害調査を実施する******。

- ※ 伊勢湾台風(昭和34年9月26日)を契機に制定
- ※※ 平成27年4月1日現在、計75機関が指定されている。
- ※※※ 防災科学技術研究所中期目標(2.5.(1))、防災科学技術研究所中期計画(I.5.(1))

(2)近年における法改正のポイント

- ① 大規模広域な災害に対する即応力の強化等
- ② 大規模広域な災害時における被災者対応の改善
- ③ 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
 - 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化
 - ・地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者を追加
- ④ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- ⑤ 被災者保護対策の改善
- ⑥ 平素からの防災への取組の強化
- ⑦ 災害の定義の例示に、岸崩れ・土石流・地滑りを追加
- ⑧ 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

(平成24年改正:①•②•③、平成25年改正:①•④•⑤•⑥•⑦、平成26年改正:⑧)

科学技術基本計画における防災科学技術研究所に関する記述

第4期科学技術基本計画 (平成23年8月19日) 概要

3つの基本方針と、5つの目指すべき国の姿

【基本方針】

- 1.「科学技術とイノベーション政策」の一体的展開
- 2.「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視
- 3.「社会とともに創り進める政策」の実現

【目指すべき国の姿】

- ① 震災から復興、再生を遂げ、将来にわたる持続的な成長と社会の発展を実現する国
- ② 安全かつ豊かで質の高い国民生活を実現する国
- ③ 大規模自然災害など地球規模の問題解決に先導的に取り組む国
- 4) 国家存立の基盤となる科学技術を保持する国
- (5)「知」の資産を創出し続け、科学技術を文化として育む国

〇防災分野にかかわる主な記述

- ・地震や津波等の早期検知に向けた陸域、海域における稠密観測、監視、災害情報伝達に関する 技術の研究開発(国家安全保障・基幹技術)
- 自然災害の軽減に向けた取組。大規模な自然災害等の対策に関する研究開発。
- ・地震、火山、津波、高波・高潮、風水害、土砂災害等に関する調査観測や予測、防災、減災に関する研究開発
- ・家屋やビル等の修繕や修復、インフラの復旧、再生とその機能性、利便性、安全性の向上等に資する研究開発。

国連防災世界会議及び仙台防災枠組2015-2030における防災科学技術研究所に関する記述

(1) 世界会議の概要

(平成27年3月18日)

国連防災会議は、国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議。第1回世界会議は1994年に横浜市で、第2回世界会議は2005年に兵庫県神戸市で開催され、国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組(HFA)」が策定された。

第3回世界会議は、2015年以降の新たな国際防災の枠組を策定するため、東日本大震災の被災地である仙台で開催された。

(2) 仙台防災枠組2015-2030の概要

- ・期待される成果と目標
 - ➣「新たな災害リスクを予防し、既存の災害リスクを減少させる」とのゴールを追及
 - →ターゲット:①死亡者数、②被災者数、③経済的損失、④重要インフラの損害、 ⑤防災戦略採用国数、⑥国際協力、⑦早期警戒及び災害リスク情報へのアクセス
- ・国際社会が取るべき優先行動:
- ①災害リスクの理解、②災害リスク管理のための災害リスクガバナンス、
- ③強靭化に向けた防災への投資、④効果的な応急対応に向けた準備の強化と「よりよい復興」

防災関連重要施策における防災科学技術研究所に関する記述①

(1)大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)

東海地震を対象とし、常時観測体制を強化することによって地震発生の前兆現象を捉えることができることを前提として、判定会の開催、警戒宣言の発令等の手続きを定めている。

➤ Hi-net、F-net、K-NET/KIK-net、DONET

(2)地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)

大地震について防災対策の強化を図る法律。平成7年施行。地震防災緊急事業5カ年計画の実施に向けての国の財政上の特別措置、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備(地震調査研究推進本部の設置等)が定められている。阪神・淡路大震災を契機に立法化された。

➤ Hi-net、F-net、K-NET/KIK-net、S-net、DONET

(3)南海トラフ地震防災対策特別措置法(平成14年法律第92号)

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策についてハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的とする。

➤ Hi-net、F-net、K-NET/KIK-net、DONET

(4)活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)

噴火その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある地域について、避難施設や防災営農施設を整備し、降 灰除去事業等を実施することによって、火山周辺地域の住民等の安全と生活等の安定を図ることを目的とする。

>V-net

(5)国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

本法律に基づき、国土強靭化に係る国の他の計画等の指針として国土強靭化基本計画が策定されている(平成26年6月3日閣議決定)。

○基本計画における国土強靭化に関する施策の分野(主な防災関連の記述)

(個別分野) (2)住宅・都市 超高層建築物等の長周期地震動対策

(6)情報通信 災害関連情報の多様な収集及び伝達手段の確保

(10)国土保全 気象、地震・津波、火山噴火に関する観測・予測の新技術等の研究開発

(横断的分野)(1)リスクコミュニケーション

(3)研究開発 優れた人材の育成、イノベーション推進、優れた技術の普及・活用、研究開発の促進

防災関連重要施策における防災科学技術研究所に関する記述②

(6)防災に関する研究開発の推進方策について(平成24年)

文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災科学技術委員会が、第4期科学技術基本計画に基づき、文部科学省として進めるべき課題の重要事項等を示したもの。

(今後重点的に取り組むべき課題(抜粋))

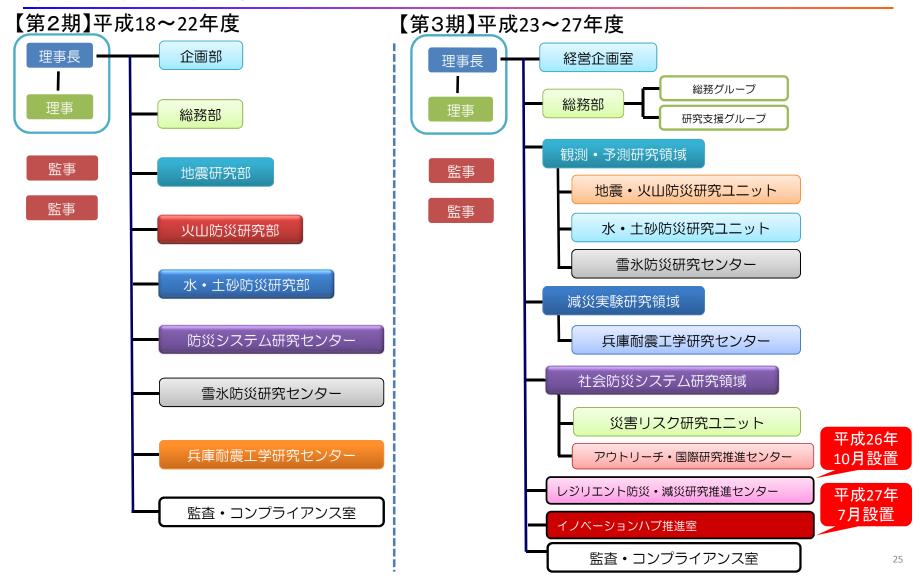
- ・低頻度巨大災害への対応
- ・長周期地震動への対策
- •都市防災対策
- 観測網の充実
- ・人間・社会側の研究を強化(ソフト対策の強化等) など

(7)新たな地震調査研究の推進について(平成24年9月6日改訂)

地震調査研究推進本部が、今後の地震調査研究の基本となるとともに、地震本部の活動等の指針として策定したもの。 当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標として、以下を重点的に実施することとしている。

- (1)海溝型地震を対象とした調査観測研究による地震発生予測及び地震動・津波予測の高精度化
- (2)活断層等に関連する調査研究による情報の体系的収集・整備及び評価の高度化
- (3)防災・減災に向けた工学及び社会科学研究を促進するための橋渡し機能の強化

新たな研究開発実施体制の基本的な考え方のポイント(これまで)



次期中長期目標(案)・次期中長期計画(案)のポイント(平成28年度~35年度)

事務及び事業の見直し

▶ 研究開発事業について

災害対策基本法、現在検討中の第5期科学技術基本計画、及び国連防災世界会議仙台防災枠組へ積極的に貢献するものとし、国の防災関連の重要施策を踏まえ、研究開発を重点化することとする。また、本法人の役割や活動、成果について平時から災害時にわたって国民の理解が深まるよう、情報発信・広報の充実に努めることとする。

▶ 産学官の連携・協働の強化

クロスアポイントメント制度等の活用により、関係府省、共同研究開発機関、協力機関との連携・協働を強化することとする。 また、災害時の被災地支援の実効性を高めるため、自治体との連携・協働を強化することとする。

▶ 地震・津波観測監視システム(DONET)の移管

平成28年度に国立研究開発法人海洋研究開発機構から本法人に移管される予定となっているDONETについて、日本海溝海底地震津波観測網(S-net)とともに、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行うこととする。

組織の見直し

▶ 自然災害に関する総合的な取組への対応

レジリエント防災・減災研究推進センターの設置を踏まえて、様々な自然災害に関して基礎研究から社会実装まで総合的な取組に対応した組織編成とすることとする。

▶ 防災科学技術研究の中核研究機関に向けた組織編成

クロスアポイントメント制度等の活用により、他の研究機関と連携しながら、多様な人材の育成と確保を図るとともに、防災科学技術研究の中核研究機関としての位置付けを念頭においた組織編成とすることとする。

▶ DONET の移管

DONET の移管に当たっては、国立研究開発法人海洋研究開発機構との連携を含めた管理運営体制を整備することとする。

> 研究開発成果の最大化に向けた機能強化

研究推進(支援)部門及び事務部門については、研究開発成果の最大化に向けて多様化・複雑化する業務に対応するために機能強化を図ることとする。

資料2

新中長期目標策定にあたり講ずる措置 事務及び事業の見直し①

法人の政策実施機能の最大化を図るために、国の政策における法人の位置付けの明確化

- 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、 法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
 - 国の政策及びその背景(国民生活・社会経済の状況)
 - ・ 過去からの活動状況
 - 国の政策における法人の位置付け、役割(ミッション)
- 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。
 - 防災に関する研究開発を総合的に実施する法人として、本法人しか担うことができない役割
 - 他の機関との役割分担・連携
 - 研究成果の共有などの連携方針の策定

資料2

新中長期目標策定にあたり講ずる措置 事務及び事業の見直し②

- 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。また、他の研究機関との役割分担や、研究成果の共有などの連携についての方針を策定する。
 - 各研究テーマの具体的かつ明確な目標設定
 - 各研究テーマの目標と政策等の関連付け
 - 各研究テーマの具体的なロードマップの策定・公表
- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づく地震・津波観 測監視システム移管によって、観測することができる海域の範囲が拡大することを生かし、これ までの地震・津波観測の実施状況と比較して、
 - 観測精度の向上やシミュレーションを一層精緻化すること等、関連して得ることを目指す成果について具体的な目標及び指標を設定

資料2

新中長期目標策定にあたり講ずる措置 事務及び事業の見直し③

組織運営・ガバナンスの適正化

- 法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営
- 法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させるための内部統制システムの整備・充実・強化
- 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ・ 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・ 業務運営において活用
- ・不祥事案が発生した法人にあっては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリング
- 情報伝達・共有の手段としてのICT技術の活用(法人内電子掲示板システム、文書管理・決裁の電子化等)

見直し内容、独立行政法人評価委員会の意見、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」 (平成25年12月閣議決定)を踏まえ、

- 1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成
- (1)中核的機関としての産学官連携の推進
- 防災科学技術に関するイノベーションハブの形成を目標
- 関係府省、共同研究開発機関、協力機関との連携・協働の強化
- 人材・技術の流動性を高めるため、クロスアポイントメント制度等を活用
- (2) 盤的観測網、先進的研究施設等の整備・共用促進
- 海陸の基盤的地震観測網や基盤的火山観測網の整備・安定的運用、データを共有を行い、中核機関として地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献する
- Eーディフェンス等の先端的な研究施設について外部研究機関との共用を促進し、我が国全体 の防災に関する研究開発を推進